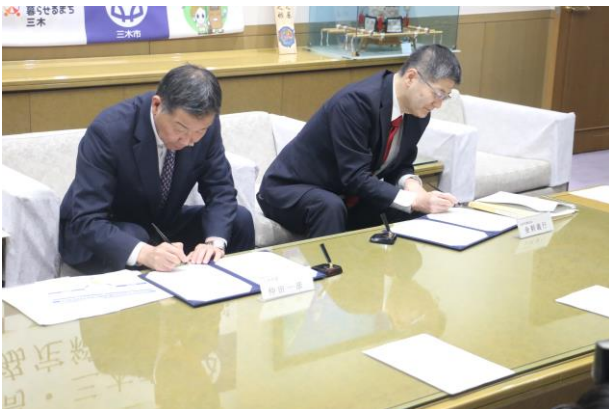


三木市と雇用対策協定を締結

令和6年1月31日（水）、三木市と厚生労働省兵庫労働局は、より緊密に連携して雇用対策に取り組むため、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に基づく「雇用対策協定」を締結しました。

協定の目的

三木市のまちの将来像「誇りを持って暮らせるまち三木」～チーム三木による協働のまちづくり～の推進に向けて連携し、市内企業等の人材確保を柱とした、人材育成、雇用・労働環境の向上による働きやすい職場づくりなどの雇用対策、及び多様な人材に応じた就業支援において、国と地方公共団体がそれぞれの役割を果たすとともに、一体となって地域の課題に取り組むこと。



三木市雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、三木市（以下「市」という。）と厚生労働省兵庫労働局（以下「労働局」という。）が、密接な連携のもとに市内企業の成長発展・人材確保、雇用・労働環境の改善を図り、就業支援を強化するための雇用対策を総合的、効果的かつ一体的に推進することを目的として締結する。

(事業内容)

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、毎年、具体的な取組及びその実施方法並びに数値目標を事業計画として定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の見直し等は、市及び労働局が共同で設置する運営協議会によって実施するものとする。

(要請)

第3条 三木市長及び厚生労働省兵庫労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 三木市長及び厚生労働省兵庫労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、三木市長及び厚生労働省兵庫労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 6年 1月31日

三 木 市 長

仲田 一彦

厚生労働省兵庫労働局長

金刺 義行